

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務 基礎項目評価書【令和4年4月28日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県湖西市長

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務
②事務の概要	<p>令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括監(経済財政運営担当)通知の別紙「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」に基づき、子育て世帯への臨時特別給付の支給を行う事務。</p> <ol style="list-style-type: none">一般支給対象者(積極支給)への支給事務 児童手当受給者のうち、令和3年9月分の受給者又は新生児(令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童)の養育者であって児童手当の受給を受ける者(但しいずれも公務員ではない者)に対し、給付金の支給を行う事務。一般支給対象者以外の申請を要する者への支給事務 上記1以外の世帯のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの期間に生まれた児童を養育する者並びに、児童手当の令和3年9月分の受給者又は新生児(令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童)の養育者であって児童手当の受給を受ける公務員である者、その他支給要件を満たす者に対し、給付金の支給を行う事務。情報照会事務 地方税関係情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を他団体から入手する事務。
③システムの名称	Acrocity福祉総合(児童手当)、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯への臨時特別給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の101項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○なし(子育て世帯への臨時特別給付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号 別表第二の第121項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	湖西市 健康福祉部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県 湖西市 健康福祉部 子ども家庭課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 TEL 053-576-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県 湖西市 健康福祉部 子ども家庭課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 TEL 053-576-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

